

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 平成28年分の年末調整の注意点

Q. 年末調整の時期が近づいてきましたが、今年の年末調整では、どんな点に注意したらいいですか？

A. 平成28年分の年末調整での注意点は、次のようなところです。

1. 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

2. 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族(国外居住親族)に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除(扶養控除等)又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を会社等に提出又は提示する必要があります。

3. マイナンバーの記載を不要とする見直し

年末調整関係書類のうち、①給与所得者の保険料控除申告書、②給与所得者の配偶者特別控除申告書、③給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものからマイナンバーの記載が不要とされています。

★ 退職金を支給する場合の源泉徴収

Q. 役員に退職金を支給する場合の源泉徴収の金額は、社員と違うようですが、どのようになっているのですか？

A. 役員の退職金の源泉徴収税額は、一般の退職所得の計算と同じですが、特定の役員に該当する役員は一般の退職所得と異なります。

一般の退職所得の金額は、次のように計算します。

一般の退職所得の金額 = (その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
退職所得控除額

・ 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (1年未満端数切上げ)

・ 勤続年数が20年超の場合

800万円 + {70万円 × (勤続年数 - 20年)}

一方、特定の役員の退職所得金額は、一般的な退職所得の場合と違い、算式における1/2をしないこととなっています。

特定の役員とは、次の人をいい、このうち役員等勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職手当等のうち役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けたもの(特定役員退職手当等)が対象になります。

- ①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③国家公務員及び地方公務員

なお、その年中に一般の退職手当等と特定役員退職手当等とがある場合は、別の計算方法で退職所得の金額を計算します。

相 続 税

★ 相続税の申告書の被相続人の個人番号

Q. 相続税の申告書における被相続人の個人番号の取扱いが変更になったそうですが、どのようなになったのですか？

A. 平成28年10月以後に提出する申告書からは、被相続人の個人番号の記載が不要となりました。

マイナンバー制度が導入され、平成28年1月1日以降に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます)により取得する財産に係る相続税の申告書(相続税申告書)には、被相続人の個人番号を記載しなければならないこととされてきました。

しかし、相続人である納税者等の方から、「故人から相続開始後に個人番号の提供を受けることはできないため、相続税申告書に被相続人の個人番号を記載することが困難である。」「相続開始前において、相続税の申告のために、あらかじめ個人番号の提供を受けておくことは、親族間であっても抵抗がある。」といった意見があったことから、関係省庁と協議・検討が行われ、相続税申告書への被相続人の個人番号の記載を不要とすることとなりました。

この取扱いは、平成28年10月以降に提出する相続税申告書からとなります。

被相続人の個人番号欄がある相続税申告書の様式を使用する場合には、同欄に記載せず、空欄で提出し、すでに税務署に提出している相続税申告書については、被相続人の個人番号をマスキングすることとしています。

贈 与 税

★ 直系尊属からの贈与(暦年贈与の場合)

Q. 両親や祖父母からの贈与と叔父や叔母からの贈与では、贈与税の取扱いが違うとか。どうなっているのですか？

A. 通常の一般税率と税率が違います。

平成27年1月1日以降、父母や祖父母などの直系尊属からその年1月1日において20歳以上の子や孫への贈与は「特例税率」を、その他の贈与は「一般税率」を適用して贈与税額を計算することとなっています。

特例税率は一般税率より税率が低くなっています。

特例税率の適用を受ける場合で課税価格(贈与税の基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額)が300万円を超えるときは、次のA又はBに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を贈与税の申告書に添付して提出しなければなりません。

A. 贈与者からの贈与について、初めて特例税率の適用を受ける場合には、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人がその贈与者の直系卑属に該当することを証する書類

B. 贈与者からの贈与について、既に特例税率の適用を受けるために上記Aの書類を贈与税の申告書に添付して提出している場合には、提出した税務署名及びその年分を記載した書類

既に過去において特別税率の適用を受けるために適用要件の書類を提出している者が次に同一の贈与者から適用を受ける場合はAの書類の添付が省略できます。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/17.pdf>

そ の 他

★ 納税証明書のオンライン請求

Q. 納税証明書がオンラインで請求できるようになったそうですが、どのようにするのですか？

A. 納税証明書は、e-Taxを使ってパソコンやスマートフォン、タブレットから請求することができます。

オンライン請求には、次のようなメリットがあります。

①手数料が安い

1 税目 1 年度 1 枚370円(通常は400円)です。

②窓口での待ち時間が短縮できます。

納税証明書のオンライン請求は、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)を使って行います。手順は、次のとおりです。

①e-Taxソフトを使って、自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成します。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

②画面表示に従って必要事項を入力し、「送信」をクリックしてください。

③税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示して納税証明書を受け取ります。代理人による受取には委任状が必要となります。

あくまでも、納税証明書の発行請求のオンライン化であって、納税証明書は税務署での交付になります。